

令和2年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録（案）

日 時 令和2年12月18日（金）午後2時30分～4時30分

場 所 逗子市役所5階 第3会議室

出席者 [委員] 南川 秀樹、橋詰 博樹、大橋 哲郎、関水 はる子
渡邊 仁史、桐ヶ谷 一孝、高城 宏一

欠席者 [委員] 青 正澄、丸山 広宣

事務局出席者 資源循環課長 中村 純一
資源循環課資源循環係長 城田 桃子
資源循環課資源循環係専任主査 鈴木 均
環境クリーンセンター所長 小川 慎
環境クリーンセンター収集係長 鷺原 尚仁
環境クリーンセンター処理係長 岩崎 敦

会議公開の可否 可

傍聴者 0名

議題等 (1) 令和2年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録について
(2) 逗子市一般廃棄物処理基本計画について
(3) 逗子市災害廃棄物処理計画について
(4) その他

配布資料 令和2年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第
令和2年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録（案）
資料1 逗子市一般廃棄物処理基本計画（案）訂正表
資料2 逗子市一般廃棄物処理基本計画（案）及び逗子市災害廃棄物
処理計画（案）に関する市民説明会概要
資料3 逗子市一般廃棄物処理基本計画（案）及び逗子市災害廃棄物
処理計画（案）に関する市民説明会 意見の内容と担当課の
考え方
資料4 新宿まちかどニュース2020年11月号

【事務局】 それでは、若干早いですけれども、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから令和2年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会を開会します。

本日は、委員7名の出席をいただいています。逗子市廃棄物減量等推進審議会規則第2条第2項の規定により、会議は成立しています。

また、本審議会は、個人情報等、特に秘すべき内容を取り扱うものではないことから、本市の情報公開条例の規定によりまして、会議の傍聴を認めることとし、傍聴希望がありましたら順次入場していただくこととします。

なお、本審議会の議事は、録音を取らせていただき、次回開催日に皆様に確認、了解いただいたものを議事録としていきたいと思っております。この録音データ及び議事録は公開情報となります。

それでは、資料の確認をします。お持ちでない委員さんは、お申し出くだされば用意いたします。

事前に送付いたしました資料は、令和2年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第、それから、令和2年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録(案)、資料1、逗子市一般廃棄物処理基本計画(案)正誤表、資料2、逗子市一般廃棄物処理基本計画(案)及び逗子市災害廃棄物処理計画(案)に関する市民説明会概要、資料3、逗子市一般廃棄物処理基本計画(案)及び逗子市災害廃棄物処理計画(案)に関する市民説明会意見の内容と担当課の考え方、資料4、新宿まちかどニュース2020年11月号です。

それから、今日机上配付いたしました差し替えのものがありません。資料1、逗子市一般廃棄物処理基本計画(案)正誤表、これの差し替えになります。それから、資料3、逗子市一般廃棄物処理基本計画(案)及び逗子市災害廃棄物処理計画(案)に関する市民説明会意見の内容と担当課の考え方、こちらも差し替えをお願いいたします。それから、先ほど資料1正誤表と申しましたが、訂正表です。それから、訂正表に基づいて修正しました、表紙の右上に2020.12.16訂正と書いてある、逗子市一般廃棄物処理基本計画(案)があります。それから、参考といたしまして、もう1個、右上に参考とスタンプが押してあるもので、「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について(案)」に対する意見募集(パブリックコメント)について。

以上でございます。資料のない方は、お申し出ください。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

【南川会長】 もし資料が途中でなければ、手を挙げておっしゃっていただければと思います。

どうも、今日は、お忙しいところ、ありがとうございます。コロナで、どこへ行っても、皆さん大変なんですけれども、逗子は少ないということで、うらやましいなと思っております。

では、できるだけ要領よく議論をしたいと思います。

最初に、議事録の確認でございます。皆様に事前に確認、見ていただいておりますけれども、この今日提出の案で確定ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【南川会長】 ありがとうございます。では、御賛同いただいたということで、これで確定といたします。

それでは、議題(2)でございます。諮問いただいております逗子市一般廃棄物基本計画(案)につきまして、数値の訂正があるということで聞いております。説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局のほうから、資料1の逗子市一般廃棄物処理基本計画(案)訂正表、これについて御説明させていただきます。

今回、訂正の主な内容としまして、こちらのほうに書いてありますように、家庭からの燃やすごみ中に含まれる資源化可能な紙類を集団回収に加算していなかったということで、改めて加算させていただきました。

そして、家庭からのアルミ缶も同様に資源化量に、これも加算してございます。

あと、焼却量から食品ロス分を除いたその焼却残渣量について、焼却量から食品ロス分を引いていなかったということで、それに基づいて焼却残渣量を改めて試算し直しました。それに伴って、焼却残渣量が少なくなるということで、それに基づいて資源化量が少なくなり巻いた。大きなごみの関係の訂正は以上になります。

それと、生活排水に関しましては、一部、生活排水処理形態別人口、これについて記載ミス等がありまして、それを修正させていただきました。

具体的な内容について説明させていただきますと、基本的には、本編の基本計画の「資料編」は、ごみの排出量の予測になっておりまして、そちらのほうの78ページの表7、これが集計表になっております。その中の下のほうに集団回収の紙・布類というのがありまして、そちらのほうに改めて家庭からの分別、紙類、資源ごみを改めてこちらに追加したということで、訂正前と訂正後で、およそ570トン程度の量が資源化量として追加したということになります。そのようなことから、総ごみ量の、計画目標年度の一番右側の表になるんですが、1万5,519トンから、訂正後、1万6,095トンということで、総ごみ量が増えてきたことが1点でございます。

それと、資源化量の予測ということで、79ページの表8、こちらのほうの変更点というのは、この表の一番上である焼却残渣量、これが目標年度で表の一番右側にありますけれども、638トンという焼却残渣量が、585トン、この差というのが、食品ロスの分による減量化量になります。それと、アルミ缶が、これは単純なミスで、加算されていなかったということで、改めてアルミ缶を追加して加算であります。そのようなことで、資源化量が、焼却残渣の減量、アルミ缶の増量分を差し引きまして、一番右側の目標年度の9,894のトータル量が、9,930トンということで、36トンほど資源化量が増えたということになります。

ただ、資源化量が増えましても、総ごみ量が増えたために、資源化率が目標年度の63.8から61.7%と、わずかながら資源化率が落ちました。これが大きな変更の内容になります。

そういうことで、資料1の2ページ以降につきましては、今の変更点に伴う記載されている箇所を修正したということで、訂正をさせていただきました。

例えば、2ページでございますけれども、トータルごみ量が1万6,900……。72ページなんですが、見ていただきますと、元の計画の72ページ、お手元にお配りした72ページの下から4行目、これの1万6,093トンという、その数字が1万7,292トンに変更になりました。次の下から3行目、これの1万5,519トンが1万6,095トンに変わります。それで、下から2行目のごみの減量化率として、16%から13.2%に、そのようなことで数値が変更になりました。

そのようなことで、この表の訂正については、このような形で見ていただければと思います。

【南川会長】 今のは、資料1の訂正表の説明ですね。それが具体的に本体でどこでどう変わっているかということの説明ですね。分かりました。ありがとうございます。また後で質問を含めて議論させていただきます。

それでは、市民説明会が行われましたので、それにつきましてもいろいろと というのは、併せまして、これは、資料2が今の部分ですね。資料2というのはどこでしたっけ。すみません。資料3が市民説明会ですよ。資料2はどれでしたっけ。私が見失ってしまったので。ありました。すみません。資料2は、説明されているよね。ちょっとお待ちください。すみません。

資料2は概要ですね。市民説明会の概要。それと、内容と担当課の考え方ですね。分かりました。

では、この資料2と3について、説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料の2と3をお手元に御用意ください。3につきましては、本

日差し替えて配付したほうを御覧いただきたいと思います。

まず資料2の市民説明会概要ですね。こちらの市民説明会なのですが、一般廃棄物処理基本計画（案）と災害廃棄物の処理計画（案）、2本併せて一緒に説明会を開催いたしました。全部で5回開催したんですけれども、3日間で5回開催しまして、まず10月18日の逗子市役所、午後開催しまして、7名の参加がありました。

次に、10月25日（日曜日）は、午前、逗子アリーナで、4名の参加がありました。午後は、沼間のコミュニティセンターで、2名の参加がありました。

あと、10月31日（土曜日）、こちらは午前で、小坪のコミュニティセンターで、4名の方が参加。午後は、久木会館で、6名の方が参加ということで、5回で、合わせまして合計23名の方が参加されました。

概要のほうにつきましては、全ての発言について概要として記録されているのですが、こちらのほうは目を通していただくことにさせていただいて、資料3のほうを御用意いただいて、こちらが市民説明会の意見の主なものをピックアップしてございます。

こちら、まず1番目、一般廃棄物処理基本計画のほうなんですけれども、14ページ付近についての御意見ということで、ごみ排出量の推移で、2019年で増えている要因は何かを分析し明らかにすべき。2019年でコロナ以前の時期だが、人口は年々減っているにもかかわらず、ごみ排出量が増えている。これは出す側の慣れの問題ではないかと思うが、現在はさらに新型コロナウイルスの影響で生活様式が変わってきている。これらを踏まえた計画にすべきと考える、という御意見がありました。

担当課の考え方としましては、ごみ総排出量は、2019年度は前年比323トン増です。その主な要因は、台風15号及び19号の後に植木剪定枝が大量に排出されたことがあります。植木剪定枝は、年間で322トンの増加でした。

新型コロナウイルスが、ごみ量にどのような影響を与えるかは、まだ明らかではありません。5年後の見直し時期には、その影響を踏まえた計画としたいと考えています。

2つ目の御意見が、38ページあたりの御意見ということで、一人当たりごみ処理費用、何を計算して算出しているのか。費用の範囲はどこまでを入れた計算か。他よりも高い原因を分析してもらいたい。

担当課の考え方は、費用の範囲及びごみ処理費が県平均より高い原因の記述を加えたいと考えています。

3つ目の御意見、40ページにつきまして、基本方針が4つ、計画目標が3つ、どれがそれ

それぞれ対応しているのかが分かる表がほしい。

ということで、これについて担当課の考え方は、4つの基本方針の下に多数の基本施策があり、さらに、市民・事業者・市の役割がある。

計画目標は、ごみ排出に関する目標（減量化目標）、資源化に関する目標（資源化目標）、最終処分に関する目標（処理・処分目標）の3つがある。

基本施策は、減量化目標に関するもの、資源化目標に関するもの、処理・処分目標に関するものには明確に分けられず、全てに関するものや福祉の視点や災害の視点の施策のあるため、対応表の作成は難しいと考えていますということです。

めくっていただいて、4つ目です。41ページについての御意見が、プラごみについてマイバッグなど少ししか触れていないが、マイクロプラスチックに関する記述がないが、必要だと思う。

これに対する担当課の考え方ですが、現在、環境省・経済産業省において「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（案）」に対するパブリックコメントを実施しており、プラスチック資源については国の動向を見て記述を加えたいと考えています。

5つ目が、42ページ関係です。高齢者のサポートということで、具体的には各戸にごみを集めにいく戸別収集ということでよいか。登録すれば各家庭まで取りに行くということか。もう少し分かりやすく書いてほしい。

ということで、担当課の考えとしては、「ふれあい収集」の説明の記述を加えたいと考えています。

6つ目が、49～51ページについて、資源化するとごみは減っていくという表を作っているが、その算定の根拠がない。

担当課の考えは、資源化量とごみ排出量の関係について、記述を加えたいと考えています。

7番目、53ページ関係、収集と運搬のうち、運搬に関して書かれていない。例えば収集車両をハイブリッド車にするなど、何かしらあってよいのでは。

という御意見に対しまして、担当課としましては、政府が発表した「温室効果ガスの排出量を2050年度までに実質ゼロにする」方針等を受け、収集車の更新時期には、電気自動車、ハイブリッド車、燃料電池車を検討するという記述を加えたいと考えています。

8個目、61ページ関係ですね。し尿処理について人口の訂正があったが、この計画の中で3種類の人口が登場していて、その定義もない。計画の体裁としていかななものか。整理してもらいたい。

ということで、担当課の考えとしましては、整理の上、定義の記述を加えたいと考えています。

次のページの9番目としまして、今あるごみを外部に出したときと、どちらが安いのか。費用対効果の話が一切出てこない、という御意見がありました。

これにつきましては、この計画の計画期間は、2021年度から2030年度です。ごみ処理広域化実施計画で、可燃ごみの外部搬出処理を考えているのは、2035年度以降であるので、この計画では費用対効果の記述は不要と考えていますとなっています。

めくっていただいて、最後のページ、こちらが災害廃棄物処理計画（案）に対する市民の方からの御意見を表にしています。

1つ目が、災害廃棄物の23ページ、一次仮置場と二次仮置場の意味合いをどう考えているか。一次というのは自分の家の近くのことかと思っただが、そうではないということか、という御意見でした。

担当課の考えとしましては、一次仮置場の選定条件は、①市の所有地、②原則3,000㎡以上、③小中学校校庭は対象外、④車両の搬入道路幅員原則6m以上としています。

一次仮置場候補地は23ページの表2-4ですが、表タイトルを「仮置場候補地」から「一次仮置場候補地」に訂正したい。二次仮置場は、仮設の中間処理施設を設置する場所と考えており、逗子市内での単独設置は難しいと考えておりますという考え方です。

2つ目が、23ページ、仮置場候補地に池子の森が載っていないがどうなっているか、という御意見です。

こちらについては、迅速な対応が必要なため、一次仮置場の選定条件は、まず市の所有地であることとしているため、選定候補に入っていないという考えです。

3つ目が、全体に対しての御意見で、市民がどうすればよいのかが分からない。市民は現場で何をすればよいのか。市民に分かるように計画内容を改善してもらいたい。

これにつきましては、この計画に落とし込むことは難しいので、仮称ですが、職員向け初動対応マニュアルや市民向け初動対応マニュアル等で対応したいと考えていますという考え方になっております。

【南川会長】 ありがとうございます。

今、参考ということで、もう一つ配るように頼んだんですけども、今、環境省と経済産業省のほうで、プラスチック資源循環施策のこれからのあり方ということで、パブコメをやっております。ぜひ、皆さんも出していただくといいなと思いますが、私が聞いている範囲で、ど

のような内容になっているかということについて、少し御報告をいたします。

1 ページから資料ありますが、最初は考え方になっています。あとは施策で、最後のほうはまとめとなりますが、考え方のところでは、少し下のほうの1 ページに矢印がついていますが、下から3 つ目の矢印を御覧いただきたいんですけれども。我々の生活の中でその有用性から幅広い製品や容器包装にあまねく利用されているプラスチックという「素材」に着目して資源循環を進めるためには、多様な主体が自ら参画し、相互に連携しながら、効率的な循環を可能とする環境整備を進めることが必要であるということでもあります。

そして、その次の矢印ですけれども、同時に、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、衛生目的を中心としたプラスチックの果たす役割が再認識されるとともに、エッセンシャルユースの増加などプラスチックの排出実態の変化等も生じている。また、このような状況を踏まえれば、回避可能なプラスチックのリデュースの徹底をはじめとする“3 R +Renewable”の基本原則に沿った対応がこれまでも増して重要になるということでございます。

その上で、一番下ですけれども、こうした考え方を踏まえ、資源循環の高度化に向けた環境整備の具体化を通じて、循環経済への移行に向けたRedesignを進め、①が、資源・廃棄物制約、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて取り組む必要がある海洋プラスチックごみ問題、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて取り組む必要がある気候変動問題等の同時解決に貢献する。以上が環境面。

②が、プラスチック資源循環への貢献をグローバル市場における中長期的な競争力の確保につながる我が国の新たな成長エンジンと捉え、中小企業を含むあらゆる企業にとっての成長分野として投資ができる環境整備を進める。これが経済面です。

その上で、少子高齢化への対応や消費者のライフスタイル変革を促すことで、「環境、経済、社会の三方よし」を目指していくということが基本的な考え方であります。

これで、特に“3 R +Renewable”というふうに強調しています。3 Rというのは、従来から言っている、リデュース、リユース、リサイクルなんですけれども、リニューアブルということで、あらゆることが含まれていますが、例えば、素材を変えるということもあります。それから、再利用ではあるんですけれども、従来からリサイクルというのは、どちらかというと、出てきた廃棄物の中で資源化できるものをつぶして、そして、それを別の新しい製品に作るということが主なんですけれども、例えば、単につぶすだけではなくて、それをもう一遍液化するとか、気化するという中で、それをそこからさらに分離して、原料に近いものを取り出すと、そういったことも含んでおります。したがって、幅広くその3 Rを理解しようということで、

“3 R +Renewable”ということがわざわざ強調してあるというふうに聞いております。

それから、主な施策は、まずリデュースがあります。これは従来と同じことが書いてあります。

それから、3 ページが、2として、効果的・効率的な持続可能なリサイクルというのがあります。まず（1）は、製品設計の段階から、これまで以上にしっかりしたリサイクルができるような形の仕組みにすべきだということが書いてあります。

それから、大きいのは、（2）のプラスチック資源の回収・リサイクルの拡大と高度化というところが非常に大きいと思います。特に、4 ページにありますけれども、（i）に、家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクルとあります。ここで、その下に（市町村による分別回収）とございます。これの2つ目の矢印であります。

消費者に分かりやすい分別ルールとすることを通じて資源回収量の拡大を図るとともに、効果的・効率的なリサイクルに向けて、プラスチック製容器包装・製品をまとめてリサイクルすることや、市町村とリサイクル事業者で重複している選別等の中間処理を一体的に実施することが可能となる環境を整備するとあります。

これをもうちょっと分かりやすく言いますと、今、特に一般廃棄物の世界で回収しているプラスチックというのは、容器包装リサイクル法の体系で多くが回収されております。それだけではなくて、それはもちろんやるんですけれども、それ以外のプラスチック、例えばポリバケツとか、プラスチック製品というのはたくさんございます。そういったものも併せて出してもらってもいいのではないかと。その上で、例えば、自動的に機械などで選別をして、プラスチックの中も何種類かございますので、その種類ごとに選別することが可能になれば、まとめてもらって集めてもらうということが、より効率的な収集につながるのではないかと聞いています。

その上で、さっき申しましたけれども、必要があれば、リサイクルをより広範に行う。それを溶かして液状にする、気化するというので、例えばエタノールを取り出すとか、様々なことができるわけでございますので、そういったこともできるようにしていきたいということが考えられていると聞いています。

決して市町村にまとめてやれということを義務づけるわけではございませんけれども、もうそういったことも念頭にあるというふうに私自身は聞いております。

4 ページの下からが、事業者による自主回収でございます。これは今も進められているということがずっと書いてありますが、それで、1つ注意いただきたいのは、5 ページの下から3

つ目の矢印がございますけれども、また、事業者（例えば、小規模店舗等）から排出されるプラスチック資源を市町村が回収する場合には、家庭から排出されたものとまとめてリサイクルできる環境を整備しようということも書いてございます。

これは、御存じのとおり、プラ廃棄物というのは業種指定がないものですから、法律上は産廃になるんですけれども、ただ、現実には、小規模事業者から、小さな商店で出されたものは一廃が多いものですから、廃棄物処理場も「あわせ一廃」ということで処理をされている場合が多々ございます。そういったことを踏まえて、それもまとめてやるということが1つの案だということが、この文章の意味だと思います。

それから、その下、さらにということもございますけれども、プラスチック資源の適切な輸出入管理を通じて、途上国の環境保全と国内外の資源循環の両立を図ると書いてございます。

これは、バーゼル法の規則が今回変わりました、汚れたプラスチック資源については、従来と違って、バーゼル法の規制の対象になるということになったわけでございます。そういう中で、これをうまく運用しませんが、あまり厳しくやっても、今度全部廃プラスチックが動かなくなります。そのあたりを適切に行うことによって、途上国の環境汚染は引き寄せないと。しかしながら、国際的な次元も含めた資源の循環ができるようにしていこうということだと思います。

それから、6ページの3番は、代替素材の利用促進ということもございます。少しずつこれが進んでおるということでございます。

それから、4番が、分野横断的な施策ということ、多くの人の協力を得ようとなっております。

例えば、これで申しますと、次の7ページでございますけれども、ESG金融による取組の後押しということがございます。

今、ESG金融、これはEnvironmentとSocietyとGovernanceでありますけれども、特に環境についてしっかりした取組をしていない企業に対しては、投資が減ってしまうという動きが盛んになっております。逆に、地球環境問題などに積極的に取り組めば、その株を買おうという動きが国際的な大きな潮流になっていまして、日本でもこれが進んできております。そういった金融面で後押しすることによって、プラスチックの循環を進めていきたいということもございますし、そのガイドラインの中に、こういったプラスチックの有効利用ということを含めたいということだと承知をしております。

最後、おわりにということもございます。

そういうことで、これ、国自身が、今、総理が温暖化問題で特に発言されたこともございます。また、例えば、小泉環境大臣も、大きな環境対策の柱として、1つが、気候変動対策がしっかりする社会、いわゆる脱炭素社会です。それから、2つ目が、循環経済社会です。3つ目が、分散型社会と言っています、そういった政府のラインの中で、この廃プラスチック問題を捉えていきたいということが狙いだというふうに私自身は聞いておるところであります。

すみません、ちょっと長くなりました。

それで、これから審議に入りますけれども、事務局から追加的な説明ございますか。

【事務局】 特にありません。

【南川会長】 分かりました。

それでは、この計画全体、修正もございますし、前は事務局のほうから説明を聞いて、これが結構詳しかったということで、時間も取りました。あまり皆さんからいろんな御議論いただく時間がなかったということもございます。今日しっかり議論をしたいと思しますので、皆様のほうから、本体につきまして御質問なり御意見をお願いしたいと思います。

どなたからでも結構でございます。何回でも今日は結構でございますので。

渡邊さん、お願いします。

【渡邊委員】 私、前の基本計画の報告書を見ているんですけども、37ページ、38ページなんですけれども。

先ほど市民の方の意見の中にもあったと思うんですが、1つは、37ページで、国と県の一般廃棄物の減量化等の目標値に対して、逗子市の2019年度の実績が入っていて、これを見ると、2021年度の目標に対して、2019年度で逗子市は既に目標値を達成している状況にあると思います。一方で、38ページ、統計の指標の比較の中では、今度は逗子市の1人当たりのごみの処理費用が県内の中では比較的高い。これは単純にリサイクル率というか、最終処分等を外に出していたりというところで上がっているものなのではないかなと想像するんですけど、そのあたりの原因の追及というか、原因の報告みたいなものは、今回の新しい報告書の中に含まれているのかどうか。

それから、今後5年で生ごみの施設を新しく整備するという事になっているんですけども、これも市民の方の説明会の意見の中にも入っているんですけども、生ごみの対象を何とするのか。仮に生ごみを分別収集するような形で考えていくのであれば、当然、収集の回数が減る、もしくは増える、恐らく増えるような形も考えられると思うんですけども。そうすると、さらに事業費としてはプラスの方向に働いていってしまうということは、先ほどの38ペ

ージの県内需要の平均からいくと、さらにお金をたくさんかけてリサイクルをしていくような形に実質的にはなると思うんですね。

リサイクルすること自体に私は反対ではないんですけども、ここまでやっていて、さらに住民に対して、特に生ごみの分別等は、住民に対して与える負担みたいなものも大きくなると思うので、そのあたりってどのように考えていくのか。もしくは、生ごみの分別に向けた方向性みたいなものが、具体的な方針とかはどうやってやっていきますみたいなものが、この報告書の中には盛り込まれてはいないように見えるんですけども、そのあたりどういうふうに見えるか、ちょっと御意見いただきたいと思うんですけども。

【南川会長】 よろしいですか、事務局のほうで。順序は問いませんので。

【事務局】 38ページの処理費用の関係で、なぜ逗子市は高いのか。それから、もう一つが、生ごみの分別について、生ごみの資源化について、この報告書に最終的には書かれるのか、書かれないのかという話という。

まず処理費用のほうなんですけれども、これは説明会でも出ていて、分析して、この記述を変えろというふうにもこちらもほうも考えています。

【事務局】 具体的には、まだ各市町村レベルでの費用の内訳はと言うと、県の事業実績報告のほうからしか状況が分からないというのがありまして、収集費にどこまで入っているのか、神奈川県の中では組合で行っている市町が結構多いんですね。単独で行っているところが少ないという。そんなことで、実は、一番処理費用が安いとなると、県内では綾瀬市とか、そういう清掃組合の中でやっている部分がちょっと上位に行っていたりとかですね。

だから、なぜそうなっているのかというのは、収集がどうなのか、中間処理、最終処分というのまで、具体的な解析まではちょっといっていないんですが、できれば、そんな中でよりデータを集めて、逗子はどこの部分が高いのかという。

ただ、この報告書に書いてあるんですが、今、葉山のごみを受け入れていて、それで、そのごみを受け入れているために、中間処理費用は電力料とか、その分計算されている。それを差し引くと、平均的なものに近い金になっているという条件はあるんですね。

その辺も含めて、できる範囲内で。ただ、使えるデータが限られている中で、少し精査して、逗子市として何を削減できるのか、もう少し検討していく予定です。

【南川会長】 あと、分別の話はありますので、ちょっと。

【事務局】 生ごみについては、渡邊さんおっしゃるように、まず、生ごみとは何か、収集の回数をどうするのか、あと、どうやって収集するのかもあるんですけども、これについ

ては、来年度、令和3年度の早い時期に、今資料をまとめているんですけども、今おっしゃっていることは一番大切なことで、それと、あと、費用ですね。葉山町のほうから、今、まだ建設の費用などが出てきていない状態なんです。そこがその資料に入っていないと、議論のほうができない状態です。集め方とか、生ごみは何かとか、そこまでだと、お金幾ら使うのですかという質問は必ず来ますので、それが出た段階で、市民参加手続を取ります。これは、審議会、パブリックコメント、市民説明会。それによって、事務の委託の議案を来年度末の市議会に出していこうと思っていますので、この計画の中には盛り込めませんが、市民参加手続をきっちりやりますので、その段階で出していくと考えております。

【南川会長】 後の渡邊さんからのクエスチョンについてはいかがでしょうか。目標値について、既に達成しているけれども、さらにそのことについて具体的にどうするんだとかいうような御質問だったと思うんですが。

それから、その中では、対策として5年間で生ごみ施設をさらに整備するというけれども、何が対象なのかとか、御質問はあったと思います。その辺はどうなんですか。

【事務局】 何が対象って、生ごみの対象？

【南川会長】 ええ。

【事務局】 は、先ほどの説明で、生ごみとは何かというのを、その資料の中に入れていきます。

【南川会長】 これから書くわけ？ どうするの。

【事務局】 まず、一般廃棄物処理基本計画には書き込めません。来年度、市民参加手続をする説明を資料の中に書き込んでいきます。

【渡邊委員】 じゃ、来年度から別途検討を始めて、それで決めていきたいと思いますということなんですか。

【事務局】 もう今から検討は内部ではやっています。葉山町から金額が出てきた時点で、その金額が書き込めます。そうすると、例えば、今の計算ですと、協力率が60～70%ないと、焼却だけの方が安いという金額になってしまうんですね。先ほどおっしゃったように。そのあたりもきっちりそこに書き込んでいかないと説明ができませんので、そこは書き込んでいきます。

【南川会長】 そうすると、今回、基本計画作りますけれども、実施計画とかいうのは毎年作りますから、そういう中で、必要があれば、できれば書き込んでいくということですかね。

【事務局】 そうですね。来年度に市民参加手続を取るの、これ、いいですか、どうで

すかと来年度は。その翌年度に実施計画には書いていきたいと思います。

【南川会長】 なるほどね。

【渡邊委員】 今、せっかく先生も言っていたんですけど、今、実績が結構、資源化率が国の目標は全て達成はしているじゃないですか。手を緩めろと言っているわけではないんで、そこは誤解があると困るんですけど。

この報告書の中では、資源化率をさらに持ち上げていこうという。考え方としては、歩みを止めると逆に下がっていくという話はよくあるとは思いますが、ただ、もう達成しているものに対して、さらに過剰とは言わないんだけど、関係者はいいんでしょうけど、あとは、そこはすごくお金との兼ね合い。それで、私は、この予算の話というか、県とほかの地域と比べてお金はかかっているのか、かかっていないのかと。

今後、多分、逗子市の税収というのも苦しくなっていくところではあるとは思うので、そのあたりの目標設定とかも、一辺倒に資源化みたいな、資源化率を上げますみたいな目標というのはどうなのかなと思っているところです。が、これを変えろというのもちょっと苦しいのかな。

【南川会長】 頑張るのはいいことなんですけどね。

あと、ごみ処理費用って、一応たてまえ上は計算して出るじゃないですか。綾瀬とかいう市はあったけど、あまりマイナーと言うと怒られちゃうけど、マイナーで、いまいちイメージできないんだけど、神奈川だと、どういう地域が比較的高いとか、低いとか、そういう特徴ってあるんですかね。

神奈川の場合、3つ政令市があって、随分人口の偏りがある県ですよ。その辺が関係あるのかどうか。

【事務局】 例えば、横浜、相模原、川崎なんですけど、横浜市は県内で12位なんです。相模原13位、川崎16位。

【南川会長】 川崎と同じような感じなんですか。

【事務局】 そうですね。一番安いのが、先ほど言った綾瀬、開成町、湯河原町の順番です。

【南川会長】 湯河原って、箱根の隣でしたっけ。

【渡邊委員】 そうですね。結構田舎のほうで。これ、議事録に入っちゃうかな。

【南川会長】 高いのはどういうところなの？

【事務局】 高いのは、一番高いのが葉山町、次が逗子市、それから、清川村です。

【南川会長】 清川村。僕、イメージわからない。どこにあるのか分からないけど。

あとは、箱根はちょっとずれているけど、藤沢とか、あの辺がありますよね。湘南のまち、あの辺はどういう感じなんですか。

【事務局】 藤沢も、お尻から4番目ですね。清川村の次。

【南川会長】 なるほどね。

【渡邊委員】 これ、県内順位って、全部で幾つあるんですしたっけ。

【事務局】 33です。

【渡邊委員】 33ですか。

【事務局】 これは神奈川県統計の資料に全部載っています。

【南川会長】 なるほどね。

【事務局】 もう1個、先ほど鈴木のほうから説明したんですけれども、この1トンあたりの単価とかが、歳出ベース、お金を払ったベースでやられてしまって、例えば、今、葉山町から2億円ぐらい年間に入ってきているんですけれども、この金額ってカウントされないんですね。だから、ほかの市町から受けた場合、自分のところでやるよりも多くお金はかかっているはずなんです。ごみ量が増えることによって。この量を逗子市の焼却量で割ってしまうので、受ければ受けるほど、どんどん高くなってきますね。本来だと、ここで2億円もらっているのに、歳入を引かないといけないんですが、統計の仕方がそうなってしまうので、このように6万幾らという数字になっているということもあります。

【南川会長】 分子と分母が合っていないわけだね。

【事務局】 そうですね。

【南川会長】 なるほどね。

でも、なかなか難しいですね。単価の計算というのがね。僕なんか、こういうことをずっとやったけど、それこそ藤沢なんかも、裁判があつて、ごみを有料化して、それを強制するのがいいかどうかという裁判があつて、それは合法だと、収集有料オーケーだということと、もう一つが、それにしても高すぎるということについて言うと、4分の1未満だからいいんだと、そういうようなことが裁判所の答えなんですけどね。その4分の1というのを裁判官がよく分かっているから、エイヤって決めたんでしょうけど、なかなか判断が難しいところですね。裁判所も、そこまでしっかりした分母と分子の精査をしたわけじゃないでしょうから。

あとは、皆さん、いかがですか。何でも結構でございますが、この辺が分からないということでもいいですし。

関水さん、どうぞ。

【関水委員】 なぜ生ごみが葉山になったんでしょう。葉山って農地がたくさんあるわけでもないでしょう。堆肥になったところで、それを使う予定もないんじゃないでしょうか。どうするんでしょうね、葉山は。これ、承知しましたね。

【事務局】 なぜ葉山になったかという問題ですよ。

逗子と葉山で広域で処理するのに、まず焼却、可燃ごみ、それから、容器包装プラスチック、それから、し尿浄化槽汚泥、この3つについてはもう既にやっているんですけども、まず逗子市が可燃ごみをこちらで受けます。葉山の燃やすごみを受けます。その代わりに、し尿浄化槽汚泥を頼みます。量は全然違うんですけど。

それから、容器包装プラスチックについても、逗子市は機械の更新時期だったので、単独で更新するよりも、葉山町から負担金をもらって更新するほうが、逗子市としてはコストのメリットがあったわけですね。

あと、生ごみをどこに持っていくかということ、これ以上逗子市に持ってくるのではなくて、生ごみは葉山で受けますと。施設配置の公平性というのがあるので、燃やすごみは逗子で受けるので、生ごみは葉山のほうでお願いしますと。

【関水委員】 そうしたら、燃やすごみの中に生ごみで、燃やしたらいいじゃないですか。

【事務局】 いや、生ごみ燃やしてもいいですけども、一般廃棄物処理基本計画の前回の計画から、逗子市は生ごみについても資源化していきますという方針を出していたんです。それで、ずっと視察に行ったり、どのような形にするかということが続けてきていたわけです。

【関水委員】 だけど、生ごみを資源化するのはいいけど、その先が、売るところがあるとか、なければだめでしょう。だって、結局は燃やすだけになっちゃうんですね。

【事務局】 葉山町でも、それを実験しています。久喜宮代の衛生組合、久喜宮代のほうにそういう施設があるんですけども、そこから同じような堆肥を今買い取ってきて、それを農協さんに配布して、これが回りますかという実験を今しています。

【関水委員】 そうなんですか。

【事務局】 出口がないと堆肥化はできないので、それは今実験をしています。

【関水委員】 そこまでちゃんとやっているんですね。

【南川会長】 いろいろ経緯があると私は伺っています。でも、きちんとやろうという形で動いていますから、それでいいと思うので。

【関水委員】 大丈夫ですね。

【南川会長】 あとは、皆さん、いかがですか。

大橋さん、どうぞ、お願いします。

【大橋委員】 43ページなんですけれども、ページの下のほう、広報活動の充実というところに、基本方針及び基本施策のところの施策の中の、安定的な効率化や処理対策の整備の中の1つの施策として、広報活動の充実という項目を見ましたので。この広報活動の充実というのは、広報活動の計画というか、どのように、プランとかあるのかなというのがちょっと気になりました。

ごみの問題というのはすごく大きな問題だなと思っていて、この資料の中身も、市の努力ももちろんありますし、事業者の努力ももちろん必要なことで、なおかつ、個人の努力もすごく必要なことだなと思っていて。

この中のものって、要は、アクションのことがすごくいっぱい計画として入っているというふうに感じていて、だから、アクションに行くには、人って興味を持って、理解をして、やっとアクションに行くということだと思うんですね。

そこへいくと、広報活動の充実というところで、市として何かメッセージを、基本理念は基本理念としていいんですけれども、市として、僕たちは、こういうごみをちゃんとして、こういうふうにメリットをユーザーに伝えたりとかという、メッセージをちゃんと届ける必要があるんじゃないかなと思うんです。

広報ずしとか、もちろん各家庭に届いているとは思いますが、全員が読んでいるかというと、ちょっと分からない部分もあることですし。

【関水委員】 でも、広報ずしにも、ごみのことなんか、なかなか掲載されない。今年の6月かな、ちょこっとごみの出し方というのが出たぐらいで、年間めったにないもの。だから、ここが甘いわね。やり方が。

【大橋委員】 だから、例えば、ちょっとアイデアですけど、駅前の広場に商店街ののぼりをかけるとか、そういった広報の仕方っていろいろあると思うんですよ。ましてや今、みんなどんどんウェブに移行もしていますし。

だから、お聞きしたいのは、広報活動のプランというか、費用広告割合をこんなふうを考えているとか。それって、参考資料のESG金融に通じるような、逗子市のごみに対することを通して、逗子市のブランディングにもつながって、そこが人口の流入であったり、事業者が増えて税収のアップにも大きくつながっていくのかなと、そんなふうにした次第で、質問させていただきました。

【南川会長】 逗子市のほうでは、広報関係というのはいかがですか。

【事務局】 予算とかの問題で、ここには書き込めないんですけども、今後の単年度予算になるので。

例えば、これって、首長によって結構変わってくるんですね。広報の仕方とかも。例えば、前市長のときは、年に1回か2回、広報特集号って、ごみの特集を必ずやっていたのもあります。今は、特集号が予算上できないので、特集号もないんですが、できれば、具体的にそういう意見を頂けると、こちらも助かります。方法として、どういう方法があるんだというのを。

例えば、市として、広報誌とか、ホームページとか、結構限られちゃっているとは思っているんですね。あと、スマートフォンにもアプリがあるので、その辺なんですけれども、それを結構見てくれるかといったら、そんなには見てくれない。

例えば、海岸マナーアップにしても、京急が一回宣伝すれば、500人から1000人集まるんですけども、それを市がやるとすると、そんなには集まらない。やっぱり広報の仕方ってすごく難しいので、その辺って意見として頂けるとうごくうれしいなというのがあります。

【渡邊委員】 そういう中で、昔は、実は市役所の1階に「エコ広場ずし」というのがあって、何かやり取りをしていたところがあって、それが今、交流センターのほうに少し移ったりとかして、また、その後どうするんだというところは、今宙ぶらりんになっているような現状がなくて。

ほかの市、例えば、大きな市、隣の横須賀市だと、大きなリサイクルプラザというものがあるって、資源化施設の中にリサイクル品をぼんぼん置いといてとか、修繕したりする場所があって、いろんなものをやり取りできるようなスペースというのは、1つの広報の場としてあるのはあるんですよ。

ただ、逗子というのは、なかなかそういうスペースが作りにくい。もともと市としての規模も大きくないので。

【関水委員】 そういう人材もないんじゃないですか。人がいないから、それが一番じゃないですかね。

【渡邊委員】 それもあるかもしれない。

なので、当然、お金はかけられないのは重々承知は承知なんですけど、そういった市の一画だけでもいいから、ああいうような形で少しでも広報できるような場所というのは、ぜひもう一回考えていただけたらありがたいのかなという気はしていますね。

【関水委員】 再使用ということでね。それも1つの。

【南川会長】 逗子の場合、廃棄物に限らなくていいんですけど、市全体の行政の広報というか、宣伝というんですか、そういう場所というのはあるんですか。市の行政全体を市民にばっと見てもらうような場所、例えば、市役所の1階とかにまとめたスペースがあるとか、あるいは、駅の近くにそういうスペースがあるとか、そういうことはないんですか。

【事務局】 イベントとしてのスペースは特別にないです。

【南川会長】 そうすると、やっぱり月に一回の広報誌とか、それから、ホームページで充実するということですか。

【事務局】 そうですね。

【関水委員】 それでも、漏れている場合があるんじゃないですか、多分。業者しか知らないリサイクル、再利用とか。

【南川会長】 ホームページの評判はどうですか。市民の方に。特に廃棄物とかのほうは。これ、僕、いろんなところのホームページを見ているんだけど、すごく歴史的なことも詳しい自治体もあるし、昔のことはほとんど触れないで今の分別収集の分け方だけ出しているような市役所もあるし、様々なんですよ。実を言うと。

【事務局】 市のホームページのページの中で一番アクセスが多いのは、やっぱりごみの出し方です。

【南川会長】 分別はもちろんですけども、こうすればもっとごみが減量化できるとか、こういうごみはこういうふうに出せば、こんな形でリサイクルされているとか、その辺というのがイメージできるようなホームページはないわけですか。

【事務局】 ごみの分け方の中には、これがこうなって最後こうなるというのを載せています。そのページは、ウェブとスマホのアプリからも行けるようになっています。

【南川会長】 ホームページの作り方って結構難しいんですよ。上手に作ると、それこそ中学生とか高校生がレポートを書くためにホームページを見て、勉強して、そこから抜き書きして、さらに自分で調査して宿題をやったりするじゃないですか。だから、結構作り方が大事ななという気もするんですけどね。

橋詰さん、いかがですか。

【橋詰委員】 計画期間があって、その間における対策というか、内容としては、こんなところだと僕は思うんですが。どうも気になるのが、40ページに基本理念で、ゼロ・ウェイストの実現を目指すと言っているわけだね。これは基本理念だと。

ゼロ・ウェイストとは何かというのが、そこに「*」で書いてあって、「焼却・埋立て処理を

せず、資源の浪費や、有害物質や非再生可能資源の利用をやめて環境負荷を減らしながら、たい肥化等の物質回収や再生可能エネルギー利用、リサイクルによって、ごみをゼロにする考え方」、と言っているんですね。

本当に焼却しないのかと、なんですよ。これは極力せずにはなくて、しないと言い切っていますよね。ごみ全く焼かない、埋め立てしないと僕には読めるんだけど、本気ですかということ。

今回、この計画期間の中では、焼却後も残る分もあるから、さらにその先のことを言っているのかなと読むとして、本気ですかというのが、僕はどうしても理解できない。

さっきも南川会長が紹介くださった、プラスチックの中を見ていても、コロナの中で、プラスチックなんかは、衛生でも逃げていたという言い方はよくないな、部分があつて、あれもリサイクルとかしているのもあると思いますけど、かなり焼いているのもあるはずで、そういうふうにと考えると、例えば、逗子で在宅医療廃棄物はあると思うんですよ。ここで計画の中に書いていませんけど、どうしていますか。市長さん、逗子市、在宅全くやっていませんか。

【事務局】 在宅の医療で、危険物でないものですね。

【橋詰委員】 危険物じゃない。例えば、鎌倉は一般基本計画に書いてあるんですが、危険物は、針は、鋭利物は医療機関なんですよ。そうでないものは市が集めると言っているんですけど。

例えば、市が集めるとなるとすると、多分、焼くと思うんですよ。その分は絶対残ると思うんですよ。その部分で、それは必ずしも逗子市営の施設がないといけないと僕は思わないんだけど、焼却をしないというのを本当に言い切っているんですかというのは、僕はどうしても理解できなくて。これはレトリックであつて、いや、それは目指すだけですとおっしゃるのなら、それはそれでいいんだけど、というんだったら、この表現は僕はおかしいと思いますけど。

ただ、表現を言うつもりはないんだけど、まず考え方としてどうなんだというのは、きちっと私は整理してもらいたいと思う。

リサイクルなり、温暖化対策は当然大切なんだけど、特に衛生管理というのは絶対基本にあつて、そこはやっぱり今回コロナで再確認されたと思うので、そこを考えると、どうしても焼却はなければならないと僕は思う。今の計画の中でまだ焼却・埋立なしにごみをゼロにすることを目指しているんだしたら、僕はおかしいと思う。

【事務局】 この基本理念については、8月に策定したごみ処理広域化実施計画に全く

同じことを書いています。

それで、ゼロ・ウェイストの実現を目指しますという表現なんですけれども、前市長の施政方針のときから、ゼロ・ウェイストの実現を目指しますという表現を逗子は使っています。目指しているということで、私としては、燃やすごみがゼロになるということは絶対ないと思っています。それは。しかし、ゼロ・ウェイスト実現を目指しますというような表現を使っているので、これはこの基本理念としていきたいと思います。

【橋詰委員】 だから、それは目指すだったら、目指すけど、そこはちょっと距離感残るよねというのであれば、それは理解するんですけれども、そこはどうしても抵抗があって、広域計画と同じなのは分かります。もちろん、みんなで考えて。私は、広域計画のときにゼロ・ウェイストの定義はないという話をして、定義を入れてくれと言ったんですよね。

僕はあのとき実は鎌倉のイメージがあって、鎌倉もゼロ・ウェイスト鎌倉ということはあるんですけど、その中は、ゼロを目指すなんです。あそこははっきりと、埋め立てをゼロなんですよ。埋め立てをゼロとは言っているんだけど、焼くのをゼロとは言っていないんですよね。どういうふうにするのかなと思ったら、逗子と同じ表現になったので、僕は実はあれと思ったのですが。それはいいんですが。

とにかく、ここは、ごみ処理システムの理念として、そこはきちんと、目指すという言葉でとおっしゃるのであれば受け入れますけど、そこは変な誤解がないようにということは申し上げておきます。

【南川会長】 ゼロを目指すって難しいけど、今、脱炭素社会の話もあると思うんだけど、あれもネットゼロなんです。だから、ほかに、例えば、市に植林をして、それで育てることも計算するとか、いろんな対策もやって、出るのは残るけれども、それを上回る同等の対策をやることによって、計算上ゼロにしようという話なんですよ。

だから、そこら辺は、ある種のすき間を置いた形の宣言になっているんですよね。それを、だから、どこまでまじめに考えるかということなんですけどね。気合いとしてこう言っているのは、僕も承知していますし、気合いと終わりにつけば、あまり気にしなくていいのかなと思いつつも、本当にこだわる市民の方がおられて、言い切ってしまうと心配だなというのはありますね。埋め立てもそうなんですけどね。灰についても、全部セメントに使えるわけではないものですから。

それから、素材にはできますけど、素材にしたときには、その素材が使ってもらえるかという、使ってもらえないことが多くて、結局、素材にしたんだけど、使えなくて埋め立てする

ところも結構あるものですから、その辺は結構曖昧に済ませているところがあります。僕の知っている市でも幾つかあって、皆さん、最終的に、ほとんどその成果は言わないというところが多いです。どこで何トンの灰などを埋めるかは言いません。言えば、様々な意見が出され対応できなくなるので、建前上市民の方にちゃんと循環型社会を目指していきますということで、そこからはもう、逆に聞かれても答えないし、言わないというところが多いです。そこら辺は割り切るしかないと思うんですね。

【橋詰委員】 実態はそうなんだけど、だから、今の話2つあって、ゼロ・ウェイストという言葉の定義の問題と、それから、逗子市にとって焼却とか埋め立てがなくたっていいのかなんですよ。ゼロ・ウェイストを目指す、レトリックで目指すで僕はいいいんだけど、でも、そのときに焼却しないのか、埋め立てしないのかというところは、これはレトリックではないので。それは逗子市に、市内であるかどうかは別として、焼却というメニューは絶対必要だと思うし、埋め立てだって、仮に逗子市内に、あるいは、2市1町の中に仮になかったとしても、じゃ、民間に出して、民間が残渣をどこかに埋め立てていますよねと。単に外に出しているだけですねという批判をされかねないような話でもあって。

だから、今の南川会長のおっしゃるのはそのとおりの話だけど、ちょっとそこは言えないんですよじゃなくて、やっぱり言わないとというか、堂々と言えないようだったら、それは計画として成り立っていないと。

現実かどうかは置いて、少なくとも目指すところとしては、それは説明できるような対策を取っていないとおかしいです。それは市民が納得できないです。あるいは、ほかのまちが納得できない。広域にするなら、ほかのまちが納得できないですよ。そこは間違っちゃいけないと思います。

【南川会長】 どうぞ、渡邊さん。

【渡邊委員】 今のお話の中で、自分の理解なんですけど、自分がずっと逗子市の協議の段階を聞いていくと、一応ごみを焼却をなくそうとして、今度、いよいよ生ごみの分別、要は、今まで生ごみも燃やしているんだけど、生ごみもやめて、さらにごみの焼却量を減らそうというような流れで、今、多分ここまで来たんだと思うんですね。

私がさっき何で生ごみのほうをちょっとつついたかというところ、ただ、もう資源化率は実際かなり上がってきている。あとはもう費用対効果の問題で、ひょっとしたら、生ごみがアウトになっちゃう可能性もゼロではない中で、じゃ、どうするんですかというところを見ていくと、さらにそこをもっと根源まで行くと、今のお話にも多分つながってっちゃうのかな。

あと、変なことをお伺いするんですけど、プラスチックの件で、いよいよもってプラスチックは全部外に出して資源化をするんだと、極端な話ですよ。となると、いよいよ政策のほうが、今までは日本というのとはかく熱回収という形で、要は、ごみを集めて燃やして発電してエネルギー化して還元して、それを資源化と言えるのだろうかというのはいろいろ議論があるんですけど、少なくともそれでエネルギー化して再利用しようという意識があつての焼却炉というだったんですけど。このモデルというのをいよいよもってすごい勢いで推進しようとする、あといよいよ残るのは、紙類の本当に使えないものと、それこそ生ごみが残って発電には適さないものが増えていっちゃうというのがあると思うんですよ。

そうすると、広域化の話なんかもあるんですけど、広域化のときに、それをもって廃棄物発電するのか、いやいや現実を見ようよという話なのかということというのは、このプラスというのはどう考えていけばよろしいのでしょうか。

【南川会長】 これをどうするかという話は、現に市町村で行っている実態を踏まえながら、総論としての望ましい姿を如何に整合性を待ちながら組み合わせたいけるのかという事柄です。

今、多くの自治体が、容器プラだけは別に集めるんですね。製品プラはほとんど焼却している。プラ問題について、何とかしようという中で、極力、プラとして外に漏れるものを減らしたいという施策の一環として、収集がなかなかうまくいかないプラについても、無理に分別して混じってしまってどこかへというよりは、もうプラならプラとして出してもらったほうがいいだろうという割り切りだと聞いています。

実際に、幾つかの企業が、気化して、そこからエタノールを取り出すとかいうことはもう技術的に可能だと言っていますので、そういった新しい技術を使って、よりリサイクルが進むようにしたいということが一番大きな狙いだとは聞いています。

あとは、難しいのは、やっぱり廃棄物の場合は、広域処理というのをぜひ進めたいなということは、みんなのコンセンサスがあるんですよ。それで、広域化する狙いとしては、もともとこれは大地震から議論が始まっています。が、やはり焼却施設などをつくるときに、広域化してたくさん集めたほうが、それだけ効率よく発電もできるし、熱も使えるということでやっています。したがって、今はどんどん燃やすごみを減らそうという動きは、あまり公にはなっていないことが多いです。

それで、特に今回、衛生問題が大きくなると思いますから、衛生を守るという観点からすると、もう生ごみなんかはむしろ燃やしたほうがより衛生処理ができるということが、どちらかというと大きな流れになっていますという感じがします。

今回、特にプラだけ取り出して、こういうふうな言い方をしていまして、むしろそれらについては、いかに広域化して、まとめて焼却するかということが大きな動きだと思います。

今日は議論ですから、ぜひ議論を出してください。

【渡邊委員】 今のお話につながる広域化の話なんですけど、市の方が、担当課の考え方の資料3の9番、3ページ目のところの費用対効果のお話なんですけれども。これは本計画の中では扱わないのかなということでお話が入っているんですけども、仮にごみ処理施設、焼却施設を広域化でつくるとすれば、2035年度に動き出すとすると、建設期間が3年かかると。3年かかるということは、30、31、32かかって、普通アセスや何やらしなければいけないので、これ、条例にかかるかどうかは分かりませんが、条例に引っかかっちゃったら、また3か年かかるじゃないですか。そうすると、31、30、29。そこから、今度、基本計画とか基本設計とかやろうとすると、28、27で、要は、焼却施設が立ち上がるまでは10年以上、あと用地選定もあるので、実はもっと時間がかかるんですけど、10年以上かかると思うんですね。

そのときに、この記述だと、今回は2021年から2030年、私が言ったように、もう既に2028とか27とか6ぐらいには方向性が決まっていないと、35年度から何かやりますとするならば、もう間に合わないんですよ。に対して、この記述というのはちょっと遅すぎるというか、これだと判断が遅くなってしまうのではないのでしょうかね。

【南川会長】 いかがですか。

【事務局】 とすると、5年後の見直し時期には必要だという。

【渡邊委員】 それもやって方向を決めないと。

【事務局】 費用対効果のこれを出すのは絶対必要だと思っていますので、仮に焼却施設を、建てないという方針が出ているとしても、建てた場合に幾ら、出した場合に幾らというのは必要なので。

なので、見直しの時期までには必要ということですね。

【渡邊委員】 そうですね。その議論は当然、もうほかの自治体さん等も含めて。

【南川会長】 少なくとも2市1町ではね。

【渡邊委員】 そうですね。あるべきだと思います。

【事務局】 はい。

【南川会長】 なかなか業者に丸投げするって結構難しいんですよね。一部、関西でそういう市町村も出ていますけどね。あれも、今、どちらかというと、独占的な受注になっていて、

なかなか難しいんですよ。今、関西のある大企業が独占的に幾つかのまちから受けていますけど、やっぱり自分自身が大きな焼却施設を持っていて、それで、大きな埋め立て処分場を持っているところなんですよ。そういうところしかできないですから。なかなか神奈川には難しいと思うんですよ。それで、その会社も、本社は関西にあるんだけど、大処分場は、地域で言うと、中国地方の端っこにあるんですよ。

市町村で処理しないで丸投げするというのも、方針としては可能なんですけどね。新しい市町村が処分の責任を負うということにトラブルがあれば、市町村にまた返ってくるんですけども、それは可能ではあるんです。ただし、それをやる場所というのはあまりないとその辺どうするのか、ちょっと見極めが難しいなという気がします。

どうでしょうか。どうぞ。

【大橋委員】 方針というか、手段の話になっちゃうんですけども、さっきのプラスチックの種類は手選別という話があるんですよ。そういった手でやるって非効率だと思うんです。それを、例えば、AIを使ったりして効率化させていくというのも、方針として、もうちょっと計画として考えていかなきゃいけないよねという話ってあったりするんでしょうか。

今、テクノロジーってどんどん進化しているので、一回導入しちゃえば改善できると思うんですけど、結構あるんじゃないかなと思うんですけども。例えば、結束されたパック、ビニールでも、自動でぱちっと切るような仕組みを作っちゃうとか、プラスチックにしても、AIで選別して、軽いものは風で飛ばしちゃうとか、そういったことが、できることではあると思うので、そういった方針が今後、さっきのいつまでに目標を実現する限り、そういったことも考えなきゃいけないよねという話ってあったりするんでしょうか。

【南川会長】 いかがですか。

【事務局】 先ほどのパブリックコメントのことですか。

【大橋委員】 とは直接はつながっていないんですけども。そういった議論ってあるのかなという。

【関水委員】 もっと効率よく処理するように。

【事務局】 選別の方法については、もう既に機械ではやれるところまでありますけれども、今、何で手でやっているかという、容器包装リサイクル法という法律があるので、容器包装リサイクル協会に出していますので、ランクが上じゃないと引き取ってもらえなくなっちゃうんです。最終的には、人間の目で見ないと、それが取れないんですよ。ということで、今、手選別を最後に加えているんですが。

また、別のやり方がある、それを今度、ケミカル、化学的にそれを、先ほど言ったように気化させたり、そういうものにするから、別に何か異物が入ってもいいよというのであれば、それはそれでまた別の方法があると思っています。

今はその法律の中でやっているの、手選別で最後きれいにしてから出さないと資源化ができないという形なので、今、手選別を使っている状況になっています。

【大橋委員】　　そういうことなんですね。

【南川会長】　　かなりできるようになっているのは事実ですけどね。Pとか幾つか分けて、最初からもう機械で振り分けてくれるのは、かなりできるようになっています。

ただ、おっしゃったのは、容器包装リサイクル法というのは、業者から金を取ってやっているものですから、その負担の関係でいくと、負担金を求める上で、その対象だけをきちんとより出すという作業が必要なものですから、一部手作業が最後の最後に入っていると。だから、目視がないと、本当に容器リサイクル法の対象かどうかというのは分からないものですし、そこまでは素材で分けられないものですから、そこはちょっとそういう制約があると思います。

方法としては、今、ほとんど可能です。

【大橋委員】　　そうなんですね。ありがとうございます。

【南川会長】　　あとは、とりあえず災害の話もあるものですから、その説明を聞いてから、場合によっては、またこちらも議論するというところでよろしいですか。

では、災害の計画の話と、それから、併せて、県の産廃紹介とか、あれの協定とか、あるいは、今日、特別に配っていただきましたけれども、災害時の現場の問題ということで、歴史ということで、関東大震災のとき、どんなごみが出たかとか、それでは、その辺をちょっと御説明いただけますか。その上で、また議論しますので、お願いします。

【事務局】　　では、災害廃棄物処理計画の関係で、追加で説明させていただきます。

災害廃棄物処理計画の19ページに、災害協定一覧というものがあります。

【南川会長】　　これ、前回のやつね。前回配られたやつね。

【事務局】　　19ページ、災害協定一覧というものがあまして、下のところに、計画策定時までに新たに締結した協定は、災害協定一覧に加えますということが書いてあまして、そこで、10月に1つ協定を結びました。

10月15日に、神奈川県産業資源循環協会というところと、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」ということで結びました。これは、神奈川県内で16番目。

【南川会長】　　これ、どこかに書いてあったっけ。

【事務局】 書いてないです。

【南川会長】 書いてない、はい。

【事務局】 ここに、これから、最後、パブリックコメントになったときには、この中に加えていきますので、その報告です。1つ協定が加わりました。

【南川会長】 これ、もう一遍言ってもらえる？ どんな協定か。

【事務局】 タイトルが、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」になります。大規模災害が発生したときに、災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分に関して、神奈川県産業資源循環協会に協力を求めるに当たって、必要な事項を求める協定というものです。

あと、資料4で、今回、「新宿まちかどニュース」というものを上げさせていただきました。これは新宿自治会という自治会が、新宿自治会というのは、この図にあるように、逗子海岸の周辺のところですよ。毎月、こういう「新宿まちかどニュース」というものを出しています。

11月号の中に、関東大震災のときに逗子市はどうだったかという特集を組んでいます。これは図書館の資料とかをいろいろ集めてきて、ここまでやっただ。これがとても分かりやすかったので、これを今回資料として出させていただきました。

ちょっとだけ読みますね。3段落目で、そのとき逗子はどんな様子だったのでしょうか。まず逗子の郷土史研究に取り組む手帳の会が調査、編集した「明治大正昭和 年表・逗子の三代史」の記述から紹介します。

「11時58分大地震おこり 逗子小学校、実科女学校、町役場、延命寺、東昌寺、法性寺始祖堂、小坪寺、開成中学校、逗子駅舎等全壊。富士見橋流出、田越橋・清水橋挫折、地割れ各所に走り、約6mの津波が小坪を襲った」。

注：小坪の津波は7～8mの説もあります。新宿浜の津波は3～4mで、東郷橋まで達したといわれています。

「当時（逗子）町の戸数2176戸のうち全壊808戸、半壊1106戸」 ここまでで合わせると1914戸になります。「火災4戸、流出5戸、床上浸水80戸、床下浸水53戸、漁船流出30、損壊64。人口9938人 うち死者76名中74名が圧死」。

新宿の家屋全壊149戸、半壊74戸という別の報告もあります。横須賀線が全線復旧したのは9月30日でした。

以上です。あとは、これ、資料をお渡ししますので。

【南川会長】 これは、基本的には津波には遭ったということで、火災はそんなに大したこ

とはなかったんですかね。

【事務局】 いや、火災も、結構ほかの資料を読んでいると、引火して火災になったというのが出てきます。ここには書いていないんですけど。

【南川会長】 その下の戸数のところだけ火災が少ないから、そう見えますけど。

多分、横浜なんかは、もう火災でほとんどやられたみたいですから。関東大震災というのは、よく東京の浅草の何とか堂が残った写真だけ出ますけど、被害として、横浜が一番大きかったんですよね。横浜は、ほとんどもう市街、壊滅しましたから。関東大震災で。それで、あの山下公園とか、あの辺の埋立地は、みんなそのときの結果なんですよ。

これはありがとうございます。

あとは、それ以外は、基本的には前回たき台ということで御説明いただいたということで。

【事務局】 はい。

【南川会長】 それについて、皆さんから意見を聞けばいいですか。

【事務局】 はい、お願いします。

【南川会長】 今日お持ちの方も、お持ちでない方もいると思うんですが、私自身は持っていない。一応目は通したものですから。あればいいですし、それ以外のことでも結構です。災害について。

災害については、私も前回お伺いして適切だなと思ったのは、候補地を全部具体的に挙げられていて、これは非常によかったと思っていますよ。なかなかここまで挙げているところというのは実はないものですから、よく作業していただいたと思う。

それで、一番大事なものは、最初の仮置場をどこに置くかが一番要ると思うんですよ。そういう意味では、よく作っていただいたと私自身は思っています。

どうぞ、渡邊さん。

【渡邊委員】 先ほどの災害協定の中に、し尿の運搬みたいなのも入っているんですかね。

というのは、それこそ近くの横浜だとかの話を知っていると、災害時のし尿の収集量がとんでもないことに多分なるんですけど、逗子も沿岸部に下水処理場があったりして、多分、下水道投入とか下水道放流みたいなのはなかなかやりづらいというところでは、少しそういった対応方法というか、かなり県外の離れたところに少し支援というか、協定というか、というのがあったらいいなということ。すみません、これとあまり関係ないのかもしれませんが。

【事務局】 協定の中にし尿もありまして、仮設トイレからのくみ取りし尿の処理についても入っています。

【南川会長】 し尿というのは難しいんですよ。皆さん、仮設トイレ等もそうですし、そもそも既存の下水道のパイプとかが壊れると、そこから吹き出るものですから、その改修も要るでしょう。それで、どこかパイプが壊れちゃうと、下水処理場が使えなくなるものですから、そうすると、今度、どこかほかの地域の壊れていない施設に頼みに行くんですよ。だから、災害時というのは、し尿というのは結構難物なんです。ごみも大変ですけど、し尿というのは仮置場ってありませんからね。し尿について言えば。

【渡邊委員】 東南海の試算を見たときに、ちょっと唖然としまして。

【南川会長】 去年の長野のときも結構大変だったんですよ。千曲川が氾濫したときも、し尿は。

【橋詰委員】 ちょっとだけいいですか。

今日の資料2で、市民説明会概要の資料で、最初の説明から4ページのところで、上の5行目ぐらいに質疑応答があって、その答えのところで、要は、この計画を市民が見てもよく分からんと。それで、本計画の下に、具体的な初動対応マニュアルを作成というふうに書いていますよね。

ここ、この間、私、この災害廃棄物処理計画の下に、実際起きたときの職員の計画なり、ひな形は作ったほうがいいかなという話を申し上げていたので。多分、その話と、それから、ここではさらに市民用のものも作ろうと、こういうふうに言っているわけですか。

【事務局】 そうです。この計画の中には、そこまで細かいことも書けないので、それとは別にということで。

【橋詰委員】 市民が災害が起きたときにどういうふう動くかというのは、多分、廃棄物だけの話だけではない。廃棄物、かなり重いと思うんだけど、ほかのこともありますよね。多分、食べ物だとか、医療関係とか、いろいろとあると思うんですけど、ちょっと話は変わりますが、市民用のいざというときの対応マニュアルみたいなものというのは、ほかの分野ではあるんですか。

【事務局】 いや、まだないと思います。

【橋詰委員】 ないですか。であれば、違う話だけど、併せて作ったらいいかもかもしれませんね。

【事務局】 そうですね。

【橋詰委員】 市民の側から見れば、分野ごとにばらばらマニュアル作られてもという感じも。

【南川会長】 あとは、いかがですか。必ずしも資料に沿わなくても結構ですが、どうぞ。

【大橋委員】 20ページに関連するところだったんですけど。トイレ以外にも、大人用、子供用の紙おむつとか、女性用の生理用品とかって、備えてあったりするんでしょうか。もしあれば、そこら辺の記載って必要ないのかなという疑問です。

【南川会長】 どうですか。

【事務局】 今回の災害廃棄物の種類として、し尿も入っているんで、おむつについては、ちょっと考えさせてください。し尿というのは一般廃棄物なので、災害廃棄物の中に入ってくるものです。

生理用品については、ここには多分書けないと思います。災害廃棄物処理計画の中には。

【大橋委員】 なるほど。

【南川会長】 それにしても、おむつの備蓄というのは多分難しいですね。どうするんですかね。備蓄するのは難しいんだけど、そうなんですよね。

ただ、これから、子供もさることながら、大人のおむつが今度は増えちゃうから、難しいですよ。

【渡邊委員】 結構な量になりますからね。

【南川会長】 おむつ、重くなるんですよ。僕も自分がリサイクルできるかとか、勉強に行ったことがあるんですけどね。結構な量になっていて。

それで、おむつについて言うと、リサイクルの議論もあるんですけど、これはユニチャームという会社が、言い方は悪いんですけども、結構な金をもらってやっとな部やっているというだけで、基本的には全部燃やしているんですよ。やっぱりおむつって、当然ながら、そこに入ってくるものって、すごく非衛生なものが入るじゃないですか。そういう意味でも、燃やすのが一番結果オーライなんですよね。多分、鎌倉も相当ごみにおむつは入っていると思うんですけどね。袋に入っているから分からないだけで、結構入っていると思います。

だけど、そのおむつを備蓄しておくというのも、実際問題として、なかなか大変ですね。

【渡邊委員】 おむつって使用期限ってあるんですか。

【南川会長】 知りません。

【関水委員】 ないない、紙だから。むしろ布のおむつを使うぐらいの気持ちで今後はいかないと。

【事務局】 既に市の防災倉庫も数が限られている中で、どうしても食料品、水が先に備蓄になりますので、なかなか難しいのかなという。

【南川会長】 老人ホームなんかも当然逗子にあるわけでしょう。ああいうところは結構たくさん持っているんですかね。普段から。どうなんですかね。買って、まとめてやっているんですかね。

【事務局】 そうですね。ただ、入居者用ですので。ただ、災害時に、そういう方も避難所にいますので、ある程度、一般家庭よりは備蓄はあるとは思いますが。

【南川会長】 だけど、それを一般の人用に市で備蓄するというのも大変だよな。

【事務局】 ですので、災害時に各御家庭にも3日分の食料なり水は確保してくださいという、国もそうですけど、PRしている中で、ある程度御家庭に必要な方は、御用意していただきたいと、考え方として。

【橋詰委員】 大人用のおむつは、すごい量になります。

【南川会長】 65を超えると、8割の人がそうなんです。すごい確率で。それで、医者へ行っても病気じゃないと言われちゃうから、だめなんですけどね。

そういう意味では、別に役所でおむつをためる必要はないと思うんですけど。そういう災害時に必要なものとして、やっぱり水と同様に、おむつも必要なところは、ちゃんと何日分かいつも余裕を持ってくださいよという話は呼びかけてもいいかもしれないですね。

本当に頻尿になるのは、みんななりますから、どうしようもないですね。

だから、多分、焼却場でも、おむつを燃やしていると思うんですよ。

あとは、いかがでしょうか。

この表なんかは、仮置場の表なんかも説明したわけですね。したから、池子の話が出てきたということでもよろしいですね。

【事務局】 そうですね。説明会で、そちらも。

【南川会長】 あと、この表について御議論なかったですか。この地域がどうだとか、こうだとか、そういう議論はなかったですか。

【事務局】 ないです。その表については、特になくて、何でここなんだという議論もなかったです。

【関水委員】 実際災害が起きたら、このとおりににはならないから。バタバタしちゃうから。

【南川会長】 でも、やっぱりちゃんと候補を決めておくのは大事なことです。決まっていないと、本当にゼロからやったら大混乱するんですよ。

【事務局】 すみません、1つありました。

その表の一番右側の候補地が最終的に残ったものなんですけど、これが全て第一候補なの

かという質問がありましたね。

答えとしては、全て第一候補ですと。その中で、使えなくなってしまうところもあるので、それで、全てが第一候補ですということです。

【南川会長】 極端、分かりやすく言うと、ここで挙げた10個ぐらい、11個ありますけれども、もうここに持っていくということですね。

【事務局】 はい。

【南川会長】 なるほど。これはよくできているなというのは私の実感なんですよ。この表について言うと。ここまでなかなか作れないですよ。

あとは、いかがですか。さっきの一般廃棄物の処理計画でも結構でございます。あまり範囲を限定しなくて、御意見をお伺いしたいと思います。

【渡邊委員】 2点だけ。

先ほど橋詰先生がおっしゃっていましたが、最近、逗子市も高齢化が進んでいると思うので、医療の廃棄物の話は、ぜひ、量とかは盛り込む必要はないと思うんですけど、方向性だとか、どうやって処理すべきなのか。当然、針とかは外部なんだろうけど、そうじゃないものはどうしたらいいのかとかは、一言ぜひ記載しておいたほうがよろしいように私は思いました。

【南川会長】 自宅の医療ですか。

【渡邊委員】 自宅の医療ですね。

【南川会長】 在宅医療ですね。

【渡邊委員】 在宅医療ですよ。

【南川会長】 そうですね。医者との関係は全部産廃になるからいいんですけどね。在宅医療はいっぱいなのが多いから。

【渡邊委員】 あと、もう1点あったのは、私はこういう基本計画が昔ながらで分かりやすく好きなんですけど、先ほどの広報の話で、よくすごく薄いカラーの基本計画書みたいなものを概要版みたいな形で作る場所が多いんですけど、そういうのって逗子市としてはどう考えられていますかと。私は、このほうが分かりやすく好きなんですけれど。

【事務局】 概要版は、考え方としては作りたいです。作りたいですけど、今回ちょっと間に合わなかったというのがあります。

【南川会長】 審議会のほうはいいと思うんですけどね。皆さん、ちゃんと見ていただいていますから、前もって送って見ていただく。やっぱり市民の方は、これ全部読むのもなかなか大変ですから。

【事務局】 それで、市民説明会のほうは、パワーポイントのもので、概要版のようなもので説明をしています。ホームページにも全部それがあって、資料をアップしています。

【渡邊委員】 分かりました。

【南川会長】 あとは、いかがですか。特段、御議論は制約しませんので、特にこの計画に関係なくても。

基本計画というのは、基本的に何でも入るものですから、おっしゃっていただければ、どうするのか、これから考えたいと思います。

どうぞ。

【関水委員】 ごみ処理器を補助して、安く売っていますよね。生ごみの。あれって、売りっぱなしで終わっているじゃないですか。うちの近所の人も、地域を見ていると、置いてあるだけで、使っている様子は一度もないおうちが二、三ありますね。

だから、売るのはいいけど、補助金も出ているんだから、その後ちゃんとやってくれているかどうかを、やってくれているって変な言い方ですけどね。ちょっと指導に行ったほうがいいんじゃないですか。

【事務局】 市の制度で生ごみマイスターというのがありまして、何人かが登録しています。今年度も使ってやっている人がいるので、もしやり方が分からなくなったときは、ご連絡をいただければ。

【関水委員】 だから、生ごみマイスターがいるということも分からないんだから、そこは広報がちょっと弱いんじゃないですか。

【南川会長】 やり方なんかは、使い方とかなんかは、ホームページかなんかを見れば分かるわけ？

【事務局】 ホームページというよりも、商工会のほうと協定を結んでいて、商工会のほうから設置をして、そこでDVDも渡して、そこでやり方をちゃんとレクチャーすることになっているんですね。

【関水委員】 DVDも渡している。ほんと。

【事務局】 対応はきっちりやるようになっているんです。

【関水委員】 じゃ、買った人が買っただけで、DVDも見ないで、まあいいかってやっているんですね。

【事務局】 もうだめだなと思って、どこにも連絡をしないと、そのままになっちゃう可能性というのはあると思います。

【南川会長】 なるほどね。フォローは一応しているわけですね。

あとは、いかがですか。桐ヶ谷さん、よろしいですか。何かあれば。

【桐ヶ谷委員】 この委員会、初めてなので、過去に出た意見と重複したら大変恐縮なんですけれども。

詰まるところなんですけれども、今、焼却場なんですけれども、延命化ということで、もうここ何年も何十年も続いているんですけど、当然、ものなので永久ということはないとは思っていますね。そして、今、これから始まりつつある2市1町での広域化ということで、今後、これも言いづらいし、書きづらい部分だとは思っていますけれども、いつまで延命化していくのかというものなのか、それで、いついつから、例えば、あまりこれも行政の名前を出すと語弊があるんですけど、その中の一つの町なり市では、かなりごみ処理場のことでもめているというお話も聞きますので、要は、燃やすごみをどこかに委託するお考えで、これから5年、10年、20年と進んでいくのか、それとも、延命化を5年、10年、20年、30年、40年と続けていくのか。

それで、ごみの延命費も、10万、20万、100万という単位ではないと思うんですね。何かあった場合、数千万、数億という単位のお金が、いきなりなのか、それとも、クリーンセンターさんのほうで痛み具合も調整していったら、それが財調なのか分かりませんが、要は、修繕費というものをちゃんと積み立てて延命するのであれば、積み立てていくという方向性なのか、この辺もある一定の時期に示していかないと、随分前に市が財政危機宣言したような状況になって、市民がいきなり目の前に、そこ、崖っぷちですよと突き立てられるのも非常に怖いので、それは所管のほうでどのようなお考えなのか。そしてまた、市民のほうにどう今後伝えていくおつもりなのか。延命処置さえすれば半永久的に大丈夫なんですかというアナウンスをここもしていくのかということをお伺いしたいんですけれども。

【南川会長】 どうぞ。何かもし答えがあれば。

【事務局】 その辺については、8月に策定したごみ処理広域化実施計画の中で全て書いています。なので、全部答えられます。

ごみ処理広域化実施計画は、令和11年度（2020年度）までの10年間の素案の計画なんですけど、その後についてどうするのよという議論があるので、そこまでこの計画の中では本来書く必要はないんですけど、言及しています。

鎌倉市からのごみを受け入れるのが令和7年度からの予定です。少なくとも10年間、だから、令和16年度までは、逗子のごみの焼却施設を延命化ではないんですけど、延命化みたい

に投資をしないんですが、そんなにお金をかけないように使いながら使っていきたいというのが、少なくとも令和16年度までです。

ここで止めるわけではないです。それ以降は、国からの広域化の新たな通知も出ているので、広域の範囲をさらに広げていく形か、もしくは、民間施設の利用についても、今回、国のほうから通知のほうで出ています。民間施設の利用なり、その方針で今行っています。

なので、2市1町として、焼却施設は建設しないという方針です。そこはもうごみ処理広域化実施計画の中に書き込みがあります。

【桐ヶ谷委員】 じゃ、令和16年までは焼却施設がしっかり使えるよという担保があるわけで、それ以降に関しては、今後、いつ頃、その方針というのは出てくるんですか。

【事務局】 方針というのは、もうここで。

【桐ヶ谷委員】 出ているんですか。16年以降の。

【事務局】 はい。ごみ処理広域化実施計画の55ページ、56ページに記述しています。

【桐ヶ谷委員】 ありがとうございます。

【南川会長】 その後も、令和16年ですから、大分先の話で。ちょっと様子を見て、またいろいろ議論は出ると思うんですけどね。

今の焼却施設というのは、基幹改良した後でしたっけ。

【事務局】 そうです。

【南川会長】 あれ、基幹改良、いつ頃やったんですしたっけ。

【事務局】 平成24、25です。

【南川会長】 そういう意味では、まだかなり使えるのは使えるんですよ。

【橋詰委員】 とは言っても。

【南川会長】 とは言ってもあれだけど、25年ぐらい、期間解除した後使えるのは。

【鈴木主査】 建屋自体が古いものですから、そっちのほうがどうかということで。

【南川会長】 そうなんだ。あれは、横須賀線に乗ってくると見える煙突のやつでしょう。

【関水委員】 あれは鎌倉です。

【南川会長】 そうなんですか。

【関水委員】 逗子は、ずっと神武寺の奥のほう。

【南川会長】 分かりました。

【関水委員】 あれがだめになったら、もう逗子はつくらないわね。

【事務局】 その方針を出しています。

【南川会長】　　あまり先の話で、なかなか難しいですよ。

【橋詰委員】　　もう一ついいですか。ちょっと気がついたんですけど、コロナのことに触れなくていいのかというのが素朴な疑問で、ちょっと気がついたんですよ。

これ、今年度末策定で、データとしては元年度データまでですので、数字に表れてこないのは、それはそれでいいんですけど。実際、振り返ってみると、医療も大分変わりましたよね。多分、2年度になってから、コロナの影響で。それを反映させろと言うつもりは毛頭ないんですが。

それから、もう一つは、多分、逗子市では、収集作業員に発生したとかいう話はないですよ。

【事務局】　　ないです。

【橋詰委員】　　でも、自治体によっては、そうなったところはあるわけですね。私が知る範囲でも、神戸だとか八王子がそうですけど、結構大変な思いをしているんで。そういうふうにと考えると、この中の言葉で言うと、安定的なごみ処理対策を書くというのがありますよね。そういう中に触れてもいいんじゃないかと思うんですよ。

それは、収集なり処理をきっちり続けるという、サービスを提供する側の問題というか、意識としてというか、触れるべきでしょうし、市民の排出に関する協力ということもあるんだと思うんですよ。それは書いたほうがいいんだろうなと思う。

それから、量のことを書くのは、数字をうまく出せないのでも書きにくいかもしれないけれども、例えば、これは計画本文なのか、あるいは、計画を作ったときに、一番最初に市長の言葉でも書くのであれば、その辺に、コロナでその後ちょっと増えたけど、市民の協力でどうのこうのみたいな、そういう作文を入れてもいいんです。コロナのことを全然触れないというのも、今から出すものとしてはちょっと変だなという気がどうしてもするので、ちょっとお考えいただいたらどうでしょうか。

【南川会長】　　ぜひ、これは考えましょう。感染症の問題って必ず出てきますからね。何十年かに一回はね。

今回は、コロナがあったから、マスクとか、防護服とか、どうしても若干の量は備蓄を始めていますよね。そんなことを書いてもいいのかなという気はするね。

逗子の場合、一般廃棄物処理収集については、委託とか許可業者、直轄もありますか。

【事務局】　　今、収集に関しては、燃えるごみと容器包装プラスチックで言いますと、直営半分、委託半分、それ以外の缶・ビンとか不燃ごみ、ペットボトル、植木ごみ等は、全て委

託です。

他の部分では、粗大ごみの収集や、高齢者のふれあい収集であります戸別収集が直営でございます。

【南川会長】 許可業者はないの。

【事務局】 事業系は許可業者。

【南川会長】 事業系はね。なるほどね。分かりました。

【事務局】 先ほどお話あったように、コロナに関連しますと、私どもの職員、許可業者も、作業員も、今のところ感染者は出ていないです。

【南川会長】 結構皆さん神経質になっていて、収集するときに、地域によっては防護服を着させたりしていますよね。もちろんマスクは必須ですし、今は。消毒とか。

あとは、いかがですか。

じゃ、とりあえず議論が出たということにさせていただきますね。

それで、今日どういう議論があったかということについて言うと、御欠席の方にも市役所のほうからお知らせをしていただいて、もし意見があれば聞いていただきたいと思います。

それで、今日の御指摘を踏まえて、事務局と私のほうでこの答申の案を作ろうと思っています。その上で、それをぜひ次回御議論いただきたいなと思っていますので、そんな段取りでよろしいですか。

では、そうさせていただきます。

では、事務局から、最後にお願いします。

【事務局】 それでは、次回の日程についてです。

次回、第3回審議会の日程を事前調整させていただきました。次回は、1月21日木曜日、午後2時半から4時半で開催させていただきたいと思います。正式な案内については、後日お知らせさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【南川会長】 では、今日は、これで終了します。来年は少しでもコロナが終わって会議ができることを願っております。